

第8章 権利擁護施策の推進

(1) 人権擁護・啓発の推進

- ① 箕面市人権のまち条例に基づき設置した「箕面市人権施策審議会」における審議・検討を踏まえ策定した「箕面市人権のまち推進基本方針」に基づき、人権のまちづくりの実現に向け、人権問題に関する相談、人権侵害に係る救済、人権施策等の評価のあり方について、国及び大阪府の動向を踏まえながら整備・検討を行います。

《行動目標》

- ◎ 「箕面市人権のまち推進基本方針」に基づく人権のまちづくりの実現
- ・ 人権問題に係る相談体制の整備
 - ・ 人権侵害に係る救済方策の確立に向けた検討
 - ・ 人権施策等の評価に関する検討
- ② 「箕面市人権のまち推進基本方針」に基づき、人権啓発の推進を図ります。啓発については、市と市民の協働により多様な講座を開催するとともに、市広報紙、市ホームページ及びコミュニティFM放送（タッキー816）等各種の媒体の活用により効果的に実施します。
- 特に精神障害者を取り巻く問題に関する啓発については、他の人権問題と比較して遅れていることから、工夫や改善を図りながら継続的に実施します。なかでも、社会福祉施設等の設置の際に起きる地域住民による反対運動（施設コンフリクト）については、障害者市民団体と連携して偏見をなくすための取組みを粘り強く行います。

《行動目標》

- ◎ 「箕面市人権のまち推進基本方針」に基づいた市と市民の協働による人権啓発の推進
- ・ 広報紙等による啓発
 - ・ 障害者問題連続講座の開催
 - ・ 箕面市人権教育推進会議の運営
 - ・ 箕面市人権教育推進学習会の開催
 - ・ 箕面市人権啓発推進協議会への支援

(2) 権利擁護の推進

- ① 本市が独自に構築した、保健福祉サービスにおける苦情の解決の仕組みを引き続き運用することにより、保健福祉サービス利用者等の相談・苦情に迅速かつ適切に対応するとともに、サービス提供時に発生した事故に対して必要な指導・助言を行い、サービス利用者の権利擁護に努めます。

また、保健福祉サービス利用者の権利擁護の推進とサービスの質の向上を目的として、保健福祉サービス事業者においてサービス内容を評価する仕組みである第三者評価システムの導入を働きかけるとともに、サービス評価の手法や仕組みについて検討します。

《行動目標》

- ◎ 「保健福祉苦情解決システム」の運用によるサービス利用者の権利擁護の推進

- ② 判断能力等にハンディキャップのある障害者市民等の日常生活を支援するため、箕面市社会福祉協議会において実施している日常生活自立支援事業（まかせてねット）を活用することにより、障害者市民等の福祉サービスの利用手続き、預貯金の出し入れ、公共料金の支払等といった支援を実施するとともに、その支援体制の充実を図ります。あわせて、必要に応じて身寄りのない障害者市民等に対しては、成年後見制度における市長申立てなどの支援を行います。

《行動目標》

- ◎ 障害者市民等の地域生活を支援するための権利擁護の推進

- ・ 日常生活自立支援事業（まかせてねット）の実施
- ・ 成年後見制度利用支援事業の実施

- ③ 判断能力等にハンディキャップのある障害者市民等の地域生活における消費生活トラブルを防止するため、指定相談支援事業者が中心となり、消費生活センター、警察、消防等の多様な関係機関と連携を図りつつ、知的障害や精神障害等がある方の消費行動や陥りやすい被害、地域生活において必要な支援の調査・研究を行い、障害者市民等の消費生活トラブルを未然に防止するための仕組みづくりを検討します。

（３）虐待防止への取組み

平成24年(2012年)10月施行の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障害者市民に対する虐待の早期発見、迅速な対応を行うため、「保健福祉苦情解決システム」の活用を図るとともに、大阪府等の関係機関や指定相談支援事業者及び箕面市地域自立支援協議会との連携の強化に努めます。また、障害者虐待の防止のための普及啓発や地域の多様な支援者によるネットワークの構築を図りながら、虐待の防止及び早期発見へ向けた取組みを進めます。